

中世地方文書における文字詞

菅原 範夫

目次

はじめに

一、『日葡辞書』『お湯殿の上の日記』などに見られる文字詞

二、『実隆公記』に見られる文字詞

三、『毛利家文書』等に見られる文字詞

四、鎌倉時代の文字詞
おわりに

はじめに

文字詞は『国語学大辞典』などによると、一般に次のように理解されている。

○文字詞は鯉を「こ文字」、蛸を「た文字」というように、語頭を残してあとを略し、代わりに「文字」を添えるものをさす。女房詞の一種で、もつとも普通に用いられた婉曲表現法である。

○女房詞は室町時代ごろ御所や仙洞御所に奉仕する女性、つまり女房の間で用いられた一群のことを指す。この名称の初出は『大上臈御名之事』である。

○女房調は『とはずがたり』に「九献(酒)」等が見られる。室町時代以前でも宮廷女性社会では若干はこの類の婉曲表現が用いられていたかと推測される。

○足利將軍家・徳川將軍家につかえる女性からしだいに町家の女性に普及し、また男性の用語にもはいるようになった。

○近世の消息文では文字詞を交えるのが特徴的である。(「消息文」の項目 『国語学研究辞典』)

文字詞が女房詞の一種であるということから、関連する女房詞とともにまとめた。用例が確認される時期、発生の場所・理由、一般社会に広がる経緯について現在での理解が知られる。

一方で、中世文書の中には女房の書いた文献とは趣を異にする用法が見られるという指摘もある(後述)。

本稿は毛利家文書及び中国地方における文書を資料として、中世の地方において日常生活の中で文字詞がどのように用いられていたのかを明らかにし、文字詞の性質についても言及したいと考える。

一、『お湯殿の上の日記』『日葡辞書』などに見られる文字詞

さて、中世の文字詞が収められているいくつかの文献の例を再確認すると次のようである。

《海人藻芥》(文字詞の部分のみを抜き出し、該当語には傍線を施す。以下、同じ。)

内裏仙洞ニハ一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被召事也。一向不存知者当座ニ迷惑スベキ者哉。飯ヲ供御。酒ハ九献。餅ハカ
 チン。味噌ヲハムシ。塩ハシロモノ。豆腐ハカベ。索麪ハホソモノ。松茸ハマツ。鯉ハコモジ。鮒ハフモジ。鵜ハツ
 モジ。へ但ツグミヲ供御ニハ不備也(割書)ツクくシハツク。蕨ハワラ。葱ハウツホ。如比異名ヲ被付。近比ハ將軍
 家ニモ。女房達皆異名ヲ申スト云々。(群書類従)

《大上臈御名之事》

○一かもしは。三ところもとがみにつくるなり。

○一かもしゆふこと。まづかみのうゑのきわをびんのかみをのけてゆひて。(略) かもしのしやくはさだまりたり。

○一げすはまゆつくらず。かもしかけず。わきめあるべからず。

○女房ことば(略) 一ゑぞ。 こんもし。 しらなみとも。 一こい。 こもし。(略) 一すし。 すもし。(略) 一さば。 さも

じ。(略) 一たこ。 たもし。(略) 一いか。 いもし。(略) 一くき。 くもし。(略) 一にら。 ふたもし。 一き。 ひと

じ。(略) 一にんにく。 にもじ。(群書類従)

《お湯殿の上の日記》

一般語59種、御所名・人名20種、女房名21種が見られ、物の名が中心である。(小高恭氏のまとめによる。)

《日葡辞書》(訳は『邦訳日葡辞書』による。)

○Conoji: 小麦。これは婦人語である。

○Fimoji: 空腹である。これは婦人語である。

○Mumoji: 小麦、大麦。これは婦人語である。

○Nimoji: にんにく。婦人語。

○Qiamoina, Qiaxa: つややかで、こざっぱりして、はなやいだ(こと)。これは婦人語である。

《ロドリゲス『日本大文典』》

(略) 又語頭の綴字を切取ってそれに Monji (文字) といふ綴字を添へたものは、元の語の意味を表すのであって、それが使はれる。例へば、Fumonji (ふ文字) は Fumi (文) を意味し、Somonji (そ文字) は Sonata (そなた)、Pamonji (ぱ文字) は Padre (ばあてれ) を意味する。「女子の消息に就いて」(訳本 724 頁)

『海人藻芥』は「食物」の異名として取り上げており、文字詞を用いる上での限定性が明確である。『大上臈御名之事』

においても大部分は同様である。それに「かもじ(髪)」が別に用いてあり、文字詞の内容が拡大していることが見える。また、「ひともし」には元の語の語頭音節を利用するという形式からの発展が見られる。『お湯殿の上の日記』『日葡辞書』も傾向は同じと考えられる。ロドリゲス『日本大文典』では、消息文における文字詞として取り上げられており、これまでの文献とは性格を異にする場面での使用例である。代名詞の文字詞とともに「ばもじ(ばあてれ)」が見られ、文字詞となる語の対象が大きく拡がっているさまが見られる。

『日葡辞書』、ロドリゲス『日本大文典』も女性の使用する語としており、いずれも女性を中心として用いられる語として見られるものである。

二、『実隆公記』に見られる文字詞

冒頭で触れたように、『実隆公記』紙背文書については小高恭氏に言及がある。⁽³⁾氏は本文文明六年から長享三年までの紙背文書中に見られる文字詞で『お湯殿の上の日記』中に使用されていない例を抜き出して、その特徴を次のようにまとめておられる。

消息文の文字詞はそれとして、別個に考察すべきであるが、本日記と比べてみて、人名等に類するものの文字詞が目立つ。又、本日記の、ものに対する例が多いのと異り、感情、抽象概念に関する文字詞の方が多いように思われる。『実隆公記』の紙背文書全てを精査したわけではないが、むしろ、本日記の文字詞と重る例の方が少ないようである。同じく御所に關つていても、日記と消息文とは、当然書き言葉の場が異なるから、そこでの使用語彙にも違いがあつてしかるべきであろう。又、消費文の伝達は書き手と読み手の二人で、日記より場はせまく、その点文字詞使用が容易ではないかと考える。(引用者注、「本日記」とは『お湯殿の上の日記』を指す。また、文明六年から長享三年は統群書類従完成会『実隆公記』第十卷所収分に当たる。)

ここで述べられていることは文書において用いられる文字詞の特徴がよく指摘されており、従うべきであろう。再度抜き出すことは省略に従うが、氏の列挙された例の中には、山科言国、庭田雅行の二人の男性の書状に文字詞の例が確認される。

ここでは延徳元年から明応八年までの紙背文書（同右書第十一巻）の例を掲げる。（括弧内は時期・差出人等及び頁数）

○みもしさまにも猶さりよく申候へとおほせられ候（延徳元年冬・女房奉書 2）

○そもしよりさきの文御ひろう候て（延徳元年冬・新大納言典侍勸修寺房子消息 5）

○にもし御所なりて候に（延徳二年冬・女房奉書 71）

○そのゝちは御事つけさへうけ給候はて、御うもしに思ひまいらせ候つるとおかしく候（延徳三年春 96）

○両度のさもしともまいり候て（延徳三年春・伏見宮邦高親王御書 101）

○二もし御所はちかくはなり候ましく候（延徳三年十月・女房奉書 132）

○二もし御所の御めてたさにくもしをすくし候て、けふまでもてふるひ候て、うつゝなく候、御すもし候へく候（明応三年正月二月・女房奉書 184）

三年正月二月・女房奉書 184

○藏人方功者心安候ながら、ほもしなる仁にて候程に、（明応四年正月二月・町広光書状 193）

○又まものしゆつしの事、（略）みもしさまよりも色く御きうくんにて候、（略）御あもしと御ふたりさまくに申候へは、（略）けふちと御ふもしにあひて候へは、（略）あこにつれてまもしもこの御所へまいり候やうにとて、（明応

四年正月二月・新典侍消息カ 201）

○猶すもしよりもよくく申候へとて候、（明応四年三月夏・大納言典侍広橋頭子消息 220）

○ちともうくとし候て、いとゝ文のしき御すもしさへと御はつかしくおほえさせをはしました候、（明応四年秋・大津願

成就院三位房妻滋野井氏消息 244）

- 御ていよりたかをのみち御みせ候ほとに、ひもしをも申され候、(明応五年九月十月・新典侍勸修寺房子消息 330)
- 御はもしなからよくそと申つくしかたうおほえさせおはしました候、(略)御所くうちも御をき候はぬ御事にて、御すもしわたらせをはしました候へく候、(明応五年九月十月 331)
- 中なもしゑももしも申候へとて候、(明応五年十一月十二月・女房奉書 339)
- としかより候て、くもしもものやうにも候はす候、(略)めてたきものはくもしにて候けると、(明応六年夏七月八月 365)

○あすのてんくもしに申て候、(略)それにも一日みもしさま御さたのとき御申候へは、(明応六年九月冬・勾当内侍消息 394)

- たれにかとみせまいらせ候も、御すもし候へとおかしく候、(明応七年三月夏・女房奉書 417)
- あらく御うもしなるおほせ事候やく、(明応七年三月夏・勝仁親王上臈勸修寺藤子消息 418)
- あまりにくもしまいら候ほとに(明応七年三月夏・女房奉書 420)
- 一日のころうちつゝきたるくもしゆへにて(明応七年夏・女房奉書 420)
- この一ふたゆめくしさちもしさにて候へとも、(明応七年秋・雲龍院善叙書状 444)
- 又ひもしへきのふは御うれしく思ひまいらせ候(明応七年秋 446)
- 九もしけき御まいり候て、(明応七年冬・女房奉書 466)
- くもしひしくとまいらせられ候へく候、(明応八年春・女房消息 474)
- くもし□たれくもまいらせられ候ましく候、(明応八年春・女房消息 474)

ここで列挙した例についてみると、男性の書状にもいくつかの使用例が見られる。小高氏の指摘された例の男性使用例と併せて男性の書状の中でも用いられていることはさして例外的なことではなさそうである。ただ、右の差出人等を

みても判明するように、男性の使用例は多いものではなく、やはり、女性の使用例が多い。

三、『毛利家文書』等に見える文字詞

中央の文書における文字詞の使用を『実隆公記』に見たが、地方の文書ではいかがであろう。『毛利家文書』（大日本古文書）に例を取って、地方の実態を探ることにする。文字詞を含む当該部分を抜き出すと次のようである。

① 弘元御子

興元 御かみさま高橋殿之御五もし 御五もし初は山内へ御座候

福原御腹 御五もし 武田殿へ御座候、御五もし一人有之

元就 御五もし三人（略）（二九一 系譜書）（番号は大日本古文書『毛利家文書』の書状番号、次

例以下、差出人↓受取人を注す。その外の類は適宜内容に沿って注す。）

②（切封ウハ書） 聖もしへまいるへく候（二三八 足利義輝↓聖護院道増）

③ 一五竜之事、是又五もし所之儀、我々ふひんに存候条、（四〇五 元就↓隆元）

④ 一五竜之事、是又五もし御入候事に候間、（四〇七 隆元↓平佐就之）

⑤ さ候間、御つほねへ申て候く、御つもしより被仰候者、則御同心あるへく候く、（四六二 元就↓隆元）

⑥ 誠氣遣候之處、するくと産之事、肝要此事候、五もしこそくるしからず、可然候へく、（四七一 元就↓隆元）

⑦ 某元之ほそ五もしをかいそく殿と申合候様にと申事にて候く、（四八三 元就↓隆元）

⑧ 昨日隆景申候つる五竜中五もし縁之儀付而、（略）惣別彼五もしの事は一段之人躰にて候間、（四七四 元就↓隆元）

⑨ 三吉へ彼返礼、于被仰之由候、是には殊外御無沙汰候へは、三もしに心を付候事にて候間、（四九三 元就↓隆元）

⑩ 此御状尤候く、我等日之初より如此こそ思当候へく、涯分やもしは御入候はぬやうに候て可見候、（略）一杉

七事は不粉候、内もし家之事者、何と候ても、又次を仕立度事までにて候く、（五〇五 元就↓隆元）

- ⑪ 甲立の五もしなとまでも(五三九 元就↓隆元)
- ⑫ 五龍之五もしなとか上までも諫をなし度事のみ候へとも(五四三 元就↓隆元)
- ⑬ 猶々、当時元春も可分別候哉と存候、隆家之心持者何共不入候、五もしとは等閑有間敷事にて候、又五もし事、女儀にて候間、分別わるく候共、(五四四 元就↓隆元)
- ⑭ 隆元隆景元春五もし一代ははたと悪事なき様にて(五四五 元就↓隆景)
- ⑮ はやく、五龍エ御立候哉、御礼之事可然存候、定五もし一段うれしかり候へく候く、(略)但又山もしははたと同心あるましきにすみ候は、(略)今までは山もしへの儀付而隆元有無之儀申候はて相支候、又此儀付而、一昨日日山女房衆より如此文を被越候、今まで爰元よりおさへ置候とて、内儀者以外うらみにてありけに候く、然間、たゝく、山もしはいやとの事にて候は、其段を被聞切候てくれられ候へと可被仰候く(五八〇 元就↓隆景)
- ⑯ 面談申候はて、心外候まゝ、此分候、御すもし候へく候、(五八五 隆元↓隆景)
- ⑰ 尚々申候、前々は井よもし家中之儀一人として可操趣に候つる、(五九五 元就↓未詳男)
- ⑱ 何事もくきふんらしく、すちめらしく候やうに、ないくいよく、かもし御いけんかんえうに候く(六〇二 元就↓中の丸)
- ⑲ 御おひ御給候する事、めてたかるへく候、くはしくかもしへ申まいらせ候、(六〇四 隆元↓幸鶴)
- ⑳ かもしのいけん御きゝ候はすは、くせ事たるへく候、(六一二 隆元↓幸鶴)
- ㉑ よろつひもしとのへ申候、返々、五もしけもしに候よし、かんえうに候、ゆたもなく御そたて候へく候(六九六 隆元↓隆元夫人)
- ㉒ 其以後八幡之屋もしへまいらせられ候よし、(八一 隆景↓隆元)

②③又御ともしさまへ何もうかゝひまいらせ候、(二三二八 隆元夫人↓桂就宣)

②④いせん五りう御かもしさまへも申まいらせ候ことく、(略)こなたへ御ともしなくおほせきかせられ候する事(一三一九 隆元夫人↓桂左衛門)

②⑤わさと人ともくたされ候、かすくめてたくおもひまいらせ候、まつくしもへ御たちのよし申候まゝ、御しんろふのほど、よしたに御ともしに候はんと、せうもしにて候へく候、ほとちかく御なり候て、御おとつれ御さいくくまいらせ候はんつれとも、御けんさん申候はん御事にてもなく候へは、かもしさにて候へく候、(略)おちいさまへの文と、よしたへの文を御とゞけ候て給候へく候、なをくもひにまし御ゆかしく候へく候、くないとのへも御事つて申まいらせ候へく候、御のもしさなから、とゞめまいらせ候へく候、(二三三二 五(氏名未詳、五龍丸)↓廿日市おていさま)

②⑥としのくれの御悦、いつかたもおほしめす御まゝにて、かすくめてたく候、ことにく見事の御こそていろくくたされ候めてたく候(略)返々、となたもおなし御事におほしめす御まゝにてめてたく候、よしたよりもこもしともあまたくたされ候て、めてたく候(二三三三 未詳↓未詳)

②⑦もしく御わつらい候てはと思ひまいらせ候へは、かもしさ身にあたり候てこそ候へ(二三三四 未詳↓隆元夫人)
②⑧我くのほりの事につき、下へもわさと文にて御申候よし、うけ給候へ共、御ちん中の事にて候まゝ、御のほせ候ましく候とおほせ候まゝ、なにとともくせうしにて候、何としても、ちいさま御けもしのうち、一たひ御めにかゝりたきとのねんもしにて候(略)なにとしても、ことし中ちもしさま御けもしに候へかしと申事にて候、(略)よしたにも、かもしさま、ちもしさまなに事なく、(二三三五 隆元夫人↓輝元)

②⑨(端裏ウハ書)かもしまいる/申給へ(二三三七 五↓兼重弥三郎)

用いられている文脈も併せて理解するため、煩を厭わず全例を掲げた。これをまとめると次のようになる。

文字詞	用例番号(用例数)	内容(語)	根拠等
井よもじ	⑰	井上有景カ	大日本古文書の傍注。井上興三右衛門尉有景。
内もじ	⑩	内藤氏	用例①「御かみさま」②④御かもしさま、②⑧かもしさま
かもじ	⑱ ⑲ ⑳ ㉔ ㉞	かみさま 兼重弥三郎	
かもじさ	⑲ ⑳ ㉔ ㉞	悲しさ 愛しさ	
けもじ	⑲ ㉔ ㉞	堅固	七十八十までけんこに候て(五九九) ㉔㉞御けもじ
こもじ	⑲ ㉔ ㉞	小袖	見事の御こそていろくたされ候(同文書中)
五もじ	① ⑤ ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧ ②	娘・女性	
聖もじ	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑲	聖護院道増	
すもじ	⑱	推量す	
せうもじ	⑱	承知す	
ちもじ	⑲ ⑳	ちいさま	ちいさま(同文書中) ㉔㉞ちもじさま
つもじ	⑵	つぼね	御つぼね申て候(同文書中) ⑵御つもじ
ともじ	⑲ ⑳ ㉔ ㉞	殿 未詳	㉔御ともじさま
ねんもじ	⑲ ⑳ ㉔ ㉞	念ず	㉔御ともじ
のもじさ	⑲ ⑳ ㉔ ㉞	残り多さカ	㉔御のもじさ
ひもじ	⑲ ⑳ ㉔ ㉞	日山氏	日山女房衆(五八〇) ㉔ひもじどの
三もじ	⑲ ⑳ ㉔ ㉞	三吉氏	三吉へ彼返礼(同文書中)
やもじ	⑲ ⑳ ㉔ ㉞	屋形	

最も使用例の多いのは「五もじ」で、娘、あるいは女性を話題にすることの多い生活がかいま見られる。ここに見える文字詞は「かみさま」「ちいさま」「つぼね」「殿」といった人を表す名詞、「聖護院道増」「日山氏」「内藤氏」などの人名、また、「推量す」などの動詞までであり、言葉の種類を選ばず文字詞にしている実態が判明する。

「かもじ」「ともじ」「やもじ」は書状によって指す内容が異なる。そのような例は『毛利家文書』以外で近い関係にある文書との比較においても認められる。

○長まつ七日のひより、むし心にてねつきいて、(略)きねんやうしやうに五郎さゆたんなく候よし、さやう御入候はんと、おしもおち五郎さきつかいのほど、すもし申候(略)御きふんのほどくはしく又やかてうけ給たく候、もしやくにて候は、ひうか殿にも五もしいまたにて候ま、心に何とおほしめし候とても、さやうもなりまいらせ候ましく候ま、何かときつかい申候、くすしの事にゆたん候ましく候、(『吉川家文書』一四三七 吉川広正夫人 ↓おち、おしも)

○少さくたりて、おしもまんそくのほど、すもし申候、(『吉川家文書』一四三八 吉川広正夫人 ↓おしも、おち)
○何事もくはしく申候すれ共、我く事御すもしあるへく候、又その御事もすもし申候ま、中くくはしからず候、めてたく又々かしく(『秋藩閩録』遺漏3-2 元就 ↓中の丸)
これらの「すもじ」は「推量す」という内容で同様であるが、

○上さまへ御みまひとて、御つかひまいられ、ことにみかん二こ、すもし(醉文字)三おけ(桶)まいられ、はるくくの御事にて御入候に、色く御ころ入とも、一たんく御きけんの御事にて御入候、(『吉川家文書』八四三 大

蔵卿局↓吉川広家)

は食物の「すし」を指し、異なる。また、

○(捻封ウハ書) ひもしまいる(吉川家文書) 一一二七 吉川元春夫人↓子息広家)
に見える「ひもじ」は「広家」を指し、㊶とは異なる。

文字詞は文脈によって指す内容が異なるのが通常のものである。中央の資料と比較しても、特に現場性の高い人名などは顕著である。それは固定的なものでないことを意味する。小高氏の指摘のように、文書を交わす当事者の間で理解し合えればよいことであり、また、文書が書かれる状況を共有する者同士であれば、臨時的な文字詞で間違いは生じないものである。従って、同じ「くもじ」という表現を用いても、それが用いられる状況が異なれば指す内容も同時に変わるものなのである。その点は中央の文書においても地方の文書においても違いは認められない。実際の使用現場においては、婉曲表現としての形式として文字詞があるということが理解されるのである。『海人藻芥』などに掲げるように、普遍性の高い食物に限ってみれば固定的に見えるものの、文字詞はその他に普通名詞、人名、あるいは動詞までにも用いられるのが実態であるとすれば、固定的な語のみで機能しているものではない。

また、書状の差出人と受取人を見れば、元就から隆元に当てた書状十通を始めとして男性同士で用いることも普通におこなわれることであり、女性が差出人であることや、受取人であることなど、必ずしも女性にかかわるものでもないことも明らかである。更に、両者の関係は親しい間柄にある場合が主で、敬意のための婉曲表現とは必ずしも言えないむしろ、親しみを込めた表現に用いていると考えられる。

文字詞は、中世において地方の文書においても日常的に使用されているものである。右に見たように、生活に密着して使用されているもので、男性・女性を問わず用いている。

四、鎌倉時代の文字詞

さて、それでは文字詞はいつの時代から使用されているのであろうか。鎌倉時代の例としては夙に日蓮遺文の用例が指摘されている。

○聖人一つ。味文字一をけ。生和布一こ。聖人と味文字はさてをき候ぬ。生和布は始にて候。

(弘安四年) 二月一日書状

ここでは「すみさけ」の異名の「聖人」とともに用いられている。書面からすると「聖人」と「味文字」はさして珍しいものではなく日常の品物で、それを直截的に言うのではなく婉曲的に表現したものであるかと考えられる。日蓮遺文では、この他に「八木」「十字」「青見」等の表現が多出する。国田百合子氏はこの文字詞を「隠語でも忌詞でもなく、むしろしやれた用法と考えられる」としておられる⁽⁴⁾。多くの異名とともに用いられることからすると、やはり直截的表現を避ける気持ちが強いのではなからうか。この他、管見に入つたものとしては、鎌倉時代の正中二年以前の文書に見られる例がある。それは厳島神社蔵『反故紙経』紙背文書の例である⁽⁵⁾。

○圃心さし申つくしかたく候、□つくるみ事にく、□□ものともにて候にうれしく候、みもしのをけ一はほうちやうへそれよりとて□て候、さ御心え候へ、二あるをなとや一これへとて候ほとに、さてそれよりと申してつかはして候、(華厳経卷二第八紙裏)

これは同筆の

○てらのやうをもみ、をのくにもけさんに入たく候、□にしたかい候ては御こひしくみまいらせたく候、さてくみもしの□□給□(華厳経卷二第九紙裏)

に続くものと考えられ、「みもし」などを送られたことに対してのお礼の部分と考えられる。「みもし」はまた、これ

も同筆かと考えられるが、

○二月のすへにはかならずく下候へく候、さてくみもしのをけ二給候ぬ御心さし申つくしかたく□(華嚴経巻六第一六紙裏)

とも見える。巻二第八紙裏には

○下候て事のやうをもみ、ともかくもてらの事ともらはからいたく候、

ともあり、おそらくは都に住居している寺の関係者、護念寺の尼僧から西金寺に宛てた文書であろう。この場合も「みもじ」は味噌の文字詞であると考えられる。日蓮遺文の例とこの『反故紙経』の紙背文書の例との確認により、鎌倉時代の文字詞は、男女を問わず、地域も広く全国に互って使用され、地方にあつても理解できる日常的な表現であつたことが分かる。また、いづれも僧が食物などの贈物について使用していることから、直接的表現を避ける言い方として用いたものと考えられる。

おわりに

地方文書の用例を見ることにより中世の文字詞について考察してきた。ここに見られたことは、室町時代には既に地方の男性の日常においてもよく用いられた表現であつたことがまず知られる。また、鎌倉時代の文書の中に見える例は、女房詞の最も古い例と言われる『とはずがたり』の異名と時期的に同じであり、かつ、使用者は宮廷女性ではないようである。文字詞の成立の早さ、広がり、の大きさ、日常の言葉での使用と現場性がそれぞれ具体的に指摘できた。それとともに地方での言語の状況もいくばくかは見ることができた。今後、地方言語の解明と中央語の解明との両面において、これらの資料を有用に用いる可能性があると考えられる。

注

(1) 小高恭『お湯殿の上の日記の基礎的考察』(和泉書院 昭60・2)

(2) 注1文献。

(3) 注1文献。

(4) 「ひもじい」(講座日本語の語彙) 11 明治書院 昭58・6)。

(5) 厳島神社蔵『反故紙経』の書写作業と料紙については松井輝昭「中世の紙背文書の整理法をめぐって——厳島神社蔵反故裏経を素材として——」(『記録と資料』第8号 1997・10)があり、つぎのように説明されている。(以下、引用者がまことめた。)

「沙門道禪」(詳細未詳)の勸進によって、正中二年(一三二五)冬から翌年の春にかけて、鞆ノ浦の「小畳島」(現在該当する島は未詳)において、「右筆覚禪」(詳細未詳)らの手によって華嚴経などの書写が行われており、西金寺(現広島県御調郡向東町)の尼僧ら(西金寺の住僧と旧知の間柄であった尼僧たち)も結縁として西金寺蔵の反故紙を提供した。しかし、「沙門道禪」はこの五部大乘経の書写が終わらないうちに没したので、西金寺では歌島(現向島)公文義幸(また、「知栄」。書写にかかわった唯一の男性。)などの援助をも得ながらこの事業を進めた。経巻の書写・整備を終えたものには、そのつど「引首銘」(経巻の端裏の表紙銘)を認めていった。なお、「元徳二年(一三三〇)」の功德文が認められたのは、それからしばらくのちと考えられる。京都の護念寺(西金寺の本寺)などの尼僧の仮名消息など西金寺にあてた書状(華嚴経・月藏経の料紙)と歌島公文の「家」に保管されていた文書(大集経料紙の大半)という異なった文書群の反故紙が用いられている。

付記

本稿をなすにあたって、秋山伸隆、樹下文隆、西本寮子、五條小枝子の諸氏に種々ご教示いただいた。また、厳島神社蔵『反故紙経』については厳島神社の格別のご高配をいただいた。記して厚く感謝申し上げます。